

家計急変世帯に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には申請が必要です

- 住民税非課税世帯のほかに、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯を対象に「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」が支給されます。
- 給付金を受給するためには、**申請が必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

※住民税非課税世帯向けの給付との重複受給はできません。

支給対象

令和4年1月以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響で減少し、「住民税非課税相当」の収入となった世帯（家計急変世帯）が対象です。

- ※ 新型コロナウイルス感染症の影響によらない収入の減少は対象外です。
- ※ 世帯全員が、住民税均等割を課税されている方に扶養されている場合は、対象外です。

申請書配布窓口

阿蘇市臨時特別給付金事業対策班（本庁 福祉課）
阿蘇市内牧支所、波野支所

阿蘇市ホームページからもダウンロードできます。

申請期限

令和4年10月31日（月）

申請手続きや要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の申請手続き

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに阿蘇市臨時特別給付金対策班に、直接または郵送でご提出ください。



! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

家計急変世帯の考え方

- 令和4年1月から9月までの任意の1か月の収入を年収に換算（1か月の収入×12）し、下の表の扶養親族の状況に合わせた非課税相当収入限度額を下回った場合に対象となります。
- 令和4年度分の住民税均等割が課されている世帯員全員の収入をそれぞれ判定します。

市民税（均等割）非課税水準早見表

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額 (1か月当たりの収入目安)	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	930,000円 (77,500円)	380,000円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	1,378,000円 (114,833円)	828,000円
配偶者・扶養親族（2名）を扶養している場合	1,680,000円 (140,000円)	1,108,000円
配偶者・扶養親族（3名）を扶養している場合	2,097,000円 (174,750円)	1,388,000円
配偶者・扶養親族（4名）を扶養している場合	2,497,000円 (208,083円)	1,668,000円
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円 (170,333円)	1,350,000円

● 収入について

収入の種類は課税対象である給与、事業、不動産、年金です。（遺族年金などの非課税の公的年金等は収入に含みません。）

● 所得について

令和4年1月から9月までの任意の1か月の収入を年収に換算した額から、給与所得控除額、経費等を差し引いて計算します。

※1か月の収入を年収に換算することが困難な方は、阿蘇市臨時特別給付金事業対策班までご相談ください。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター



0120-526-145

受付時間 9:00～20:00（土日祝、12/29～1/3を除く）

阿蘇市臨時特別給付金事業対策班

阿蘇市一の宮町宮地504-1(本庁 福祉課)

☎0967-22-5700

受付時間 平日9:00～17:15